「指定居宅介護支援」重要事項説明書

南紀ケアプランセンター那智勝浦は、指定居宅介護支援事業所の介護保険の指定を受けています。

(和歌山県指定 第3072500568号)

当事業所は、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

--- 居宅介護支援とは --

ご契約者が居宅での介護サービスやその他の福祉・保健・医療サービスを適切に利用する ことができるよう、次のサービスを実施します。

- ○ご契約者の心身の状況やご契約者とその家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画 (ケアプラン)」を作成します。
- ○ご契約者の「居宅サービス計画」に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契 約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者及び地域密着型サービス事業者等との 連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ○必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

当サービスの利用は、原則として介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。ただし、介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 高瀬会
- (2) 法人所在地 和歌山県東牟婁郡古座川町高瀬353番地
- (3) 電話番号 0735-72-3355 FAX 0735-72-3356
- (4) 代表者氏名 理事長 切士 桂
- (5) 設立年月日 昭和58年8月26日

2. 事業所の概要

- (1) 事業の種類 指定居宅介護支援事業所・平成20年 4月 1日指定
- (2) 事業の名称 南紀ケアプランセンター那智勝浦
- (3) 所 在 地 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町湯川61番地

交通機関 「R湯川より徒歩10分

- (4) 電話番号 0735-52-1121 FAX 0735-52-1122
- (5) 管理者 和中 敬子
- (6) 運営方針 ご契約者が要介護状態となった場合においても、 可能な限りその居 宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援する。
- (7) サービス開始年月日 平成20年4月1日

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 那智勝浦町・太地町・串本町・新宮市(旧熊野川町地域を除く)・古座川町

(2) 営業日及び営業時間

711111111111111111111111111111111111111		
営 業 日	月曜日~土曜日	
	但し、12月31日~1月2日までは除く	
営業時間	午前8時30分~午後5時30分	

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置します。

<主な職員の配置状況>

職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	職員配置
管理者	1 名 (常勤・兼務)
介護支援専門員	非常勤1名

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から全額給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

(1) サービスの内容と利用料金(契約書第3~6条·第8条参照)

<サービスの内容>

①居宅サービス計画 (ケアプラン) の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、公正中立のもと居宅介護サービス(複数の事業所からお選びいただけます。別紙参照) 及びその他の必要な福祉・保健・医療サービス(以下「指定居宅サービス等」という。)が 総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。 (居宅介護サービスにつきましては、複数のサービス事業所(別紙1参照)からお選び頂けます。また、等事業所のケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙2のとおりになっております。)

居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れは次のとおりです。

居宅サービス計画書作成依頼受理

介護保険制度についての説明、当該地域における指定居宅サービス 事業者及び地域密着型サービス事業者等に関するサービスの内容、 ご利用料などの公正中立な情報提供、ご利用者の状況把握



アセスメントの実施

ご利用者のニーズ把握、ご利用者やご家族の希望の確認



居宅サービス計画書原案作成

ご利用者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを 提供する上での留意点などの説明、要介護度による支給限度と自己 負担可能な額の把握



サービス担当者会議の開催

居宅サービス事業者及び地域密着型サービス事業者との連絡調整



居宅サービス計画修正

ご利用者・ご家族の同意確認、計画書の交付



居宅サービス計画決定

居宅サービス事業者及び地域密着型サービス事業者への計画に 沿った依頼を実施

居宅サービス計画の実施

サービスが適切に行われているかをモニタリング、結果により必要 があれば居宅サービス計画の見直し

②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者及び地域密着型サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者及び地 域密着型サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③医療との連携

- ・医療系サービス利用に際して、ご契約者又はその御家族の同意を得て、主治医に意見を求めるとともに、その主治医に対してケアプランを交付します。また指定居宅サービス事業所や モニタリングを通じて得られた情報は必要に応じて主治医に報告することがあります。
- ・入院の事実を確認した際には、速やかに担当の介護支援専門員より医療機関等に情報提供いたします。また退院時には在宅生活が安心して送れるよう、医療機関等と連携を図ります。

④居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業所が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

⑤介護保険施設等への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご契約者が介護保険施設、認知症対応型共同生活介護施設及び地域密着型特定施設入所者生活介護施設等への入院又は入所・入居を希望する場合には、介護保険施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。

<サービス利用料金>

(1) 居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合(法定代理受領)は、ご契約者の自己負担はありません。ただし、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払いただき、当センターから「サービス提供証明書」を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、市町村の窓口に提出いたしますと、全額払い戻しを受けることができます。

尚、サービス利用料金及びそれに伴う各種加算料金については別紙【居宅介護支援 サービス料金表】に記載。

(2) 通常の事業の実施地域外への交通費(契約書第8条参照)

通常の事業の実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合、 サービスの提供に際し交通費として、下記の料金をいただきます。

通常の事業の実施地域を越えた地点から10km未満

1000円

通常の事業の実施地域を越えた地点から10km以上の場合 3kmごとに300円追加

(3) 利用料金のお支払方法

前記 (1) (2) の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので翌月15日まで にお支払下さい。

下記指定口座への振り込み

紀陽銀行古座支店 普通預金 190377

社会福祉法人 高瀬会

南紀ケアプランセンター 那智勝浦

理事長 切士 桂

尚、振り込みの場合は、振込手数料が必要となります。

6. サービスの利用に関する留意事項

- (1) サービス提供を行う介護支援専門員
 - ・サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。
 - ・介護支援専門員は、ご契約者(利用者)の状況把握のため、要介護認定有効期間中、特段 の事情のない限り、月1回以上ご契約者の居宅へ訪問します。但し、上記の回数以外にも ご契約者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で、ご契約者の 承諾を得た場合には、介護支援専門員はご契約者の居宅を訪問することがあります。
 - ・入院された場合には、医療機関に対し、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先をご提示 して下さい。
- (2) 介護支援専門員の交替(契約書第7条参照)
 - ① 事業所からの介護支援専門員の交替

事業所の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。介護支援専門員を交 替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益を生じないよう十分に配慮す るものとします。

② ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上 不適当と認められる事項その他交替を希望する理由を明らかにして、事業所に対して介 護支援専門員の交替を申し出ることが出来ます。 但し、ご契約者から特定の介護支援 専門員の指定は出来ません。

7. サービス提供における事業者の義務(契約書第10条、第11条参照)

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、当該提供をした日から5年間保管します。ご契約者又は代理人がその作成した個人情報の利用目的の通知、開示、訂正等及び利用停止等を求めた場合には、原則としてこれに応じるものとします。
- ② ご契約者が他の居宅介護支援事業所の利用を希望する場合、その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類等を開示し交付します。
- ③ ご契約者様に対する指定居宅介護支援のサービス提供により事故が発生した場合は、すみやかに必要な措置を行い、ご家族への連絡及び関係市町村に連絡をいたします。また、自己の状況及び事故に際して採った処置を記録しておきます。
- ④ 介護支援専門員又は職員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得た、ご契約者及びその家族等に関する個人情報を正当な理由がなく、第三者に故意又は過失による開示、提供又は漏えいしたり、自ら使用しません(個人情報の守秘義務)。
- ⑤ 虐待防止と虐待通報受付について、職員の利用者に対する虐待防止を図る事を 目的として高齢者虐待防止対応規定を制定します。また、ご契約者本人及びご 家族等や職員等から通報があった時は、高齢者虐待防止対応規定に基づいて対 応します。
- ⑥ 業務継続計画(BCP)の策定等、感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に開催するなどの措置を講じていきます。

8. サービス利用をやめる場合

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、 契約期間満了の2日前までに、ご契約者から契約終了の申し出がない場合には、契約は更 に同じ条件で更新され、以後も同様となります。(契約書第2条参照)

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

(契約書第14条参照)

- ①ご契約者が死亡した場合。
- ②介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合。
- ③ご契約者が介護保険施設、認知症対応型共同生活介護施設又は地域密着型特定施 設入居者生活介護施設等に入院又は入所・入居した場合。
- ④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
- ⑤事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合。(詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑦事業所から契約解除を申し出た場合。 (詳細は以下をご参照下さい。)

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出(契約書14条、15条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契 約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。但し、以下の場合には、即時に 契約を解約・解除することができます。

- ① 事業所が作成した居宅サービス計画に同意できない場合。
- ② 事業所もしくは介護支援専門員が正当な理由なく契約に定める居宅介護支援を実施しない場合。
- ③ 事業所もしくは介護支援専門員が個人情報の守秘義務に違反した場合。
- ④ 事業所もしくは介護支援専門員が故意又は過失により、ご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。

(2) 事業所からの契約解除の申し出(契約書第17条参照)

以下の事項に該当する場合には、契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意 にこれを告げず、又は不実の告示を行い、その結果契約を継続しがたい重大な事 情を生じさせた場合。
- ② ご契約者が、故意又は重大な過失により事業所又は介護支援専門員の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

9. 緊急時の対応について

サービス提供中において、ご契約者様に症状の急変が生じた場合その他必要な場合は、医師に

連絡するなど必要な処置を講ずるほか、ご家族に速やかに連絡する。

10. 災害、非常時への対応について(契約書第12条参照)

サービス提供中に天災その他の災害が発生した場合には、職員はご契約者の避難等、安全確保のための適切な措置を講じます。

11. 損害賠償について(契約書第13条参照)

事業者の責任により、ご契約者に生じた損害については、事業者はすみやかにその損害を賠償いたします。個人情報の守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を見極めて相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

12. 苦情の受付について(契約書第18条参照)

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けますので、お気軽にご相談ください。

○苦情受付窓口(担当者)

〔職名〕 管理者 和中 敬子電話番号 0735-52-1121

○受付日時 毎週月曜日~土曜日

 $8:30\sim17:30$

○第三者委員

小谷 一郎 電話番号 0735-58-1262 濱 雅文 電話番号 0735-58-0899

(2) 行政機関その他苦情受付機関 和歌山県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 和歌山市手平2丁目1-2 (和歌山県社会福祉協議会内) 電話番号 073(435)5527 FAX番号 073(435)5584 受付時間 9:00~17:30 (月~金)
○和歌山県国民健康保険団体連合会介護サービス苦情処理相談窓口	所在地 和歌山市吹上2丁目1番22 日赤会館内 電話番号 073(427)4662 FAX番号 073(427)4664 受付時間 9:00~17:15 (月~金)
○那智勝浦町役場 福祉課	所在地 東牟婁郡那智勝浦町築地 7-1-1 電話番号 0735 (29) 7039 FAX番号 0735 (52) 3274 受付時間 9:00~17:15 (月~金)
○太地町役場 住民福祉課	所在地 東牟婁郡太地町太地 3 7 6 7 - 1 電話番号 0 7 3 5 (5 9) 2 3 3 5 FAX番号 0 7 3 5 (5 9) 3 3 7 5 受付時間 9:00~17:15 (月~金)
〇串本町役場 福祉課	所在地 東牟婁郡串本町串本 1 8 0 0 電話番号 0 7 3 5 (6 2) 0 5 6 2 FAX番号 0 7 3 5 (6 2) 4 9 7 7 受付時間 9:00~17:15 (月~金)
○新宮市役所 健康長寿課 介護保険課	所在地 新宮市春日1-1 電話番号 0735 (23) 3346 FAX番号 0735 (28) 2007 受付時間 9:00~17:15 (月~金)
○古座川町役場 健康福祉課	所在地古座川町川口254-1電話番号0735(67)7112FAX番号0735(72)0172受付時間9:00~17:15 (月~金)

13. 重要事項の説明の年月日

重要事項説明書の説明年月日 令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始に当たり、ご契約者に対して本書に基づいて、重要事項を説明しました。

事業者 所在地 和歌山県東牟婁郡古座川町高瀬353番地

法 人 名 社会福祉法人 高瀬会

代表者氏名 理事長 切士 桂 ⑩

事業所名 南紀ケアプランセンター那智勝浦

説明者氏名

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援について重要事項の説明を受け、サービスの提供 開始に同意し、これを受領しました。

利用者

住 所

氏 名

代理人(代理人を選定した場合)

住 所

氏 名